

加 除 一 覧 表

【国民年金・厚生年金保険 年金給付】

業 務 処 理 名	目 次	加		除		備考	確認欄		
		頁	枚数	頁	枚数				
表紙	—	—	—	1	—	—	1	差替	
目次	—	—	—	2	—	—	2	差替	
各種報告書一覧	共通編	105-1	105-12	6	105-1	105-12	6	差替	
障害基礎年金請求書	I-4	5	6	1	5	6	1	差替	
		23	58	18	23	48	13	差替	
				28			23		

(平成27年9月25日改正分加除)

加 除 担 当 者			
平成	年	月	日
氏名		印	

改正箇所一覧(年金給付)

(別添)

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
目次	—	I 裁定	4 障害基礎年金請求書 …… (58)	4 障害基礎年金請求書 …… (48)	—	1
各種報告書一覧	105-2	報告書項番 18	メール報告 【財務指2015-40】	機構LANアンケートの入力 全国共有フォルダ(W)へ登録 【財務指2015-16】	(品管指 2015-91)	2
		22	ガソリンカード使用報告 当日 【管理室指2015-35】	有料道路使用報告 翌営業日 【管理室指2014-17】		
	105-3	35	年次:【調達指2015-9】	年次:【調達指2014-14】		
	105-4	37	【調達指2015-20】	【調達指2014-22】		
		39	【調達指2015-23】(グリーン購入法)	【調達指2014-24】(グリーン購入法)		
	105-5	60	—	期限の延期が可能		
	105-7	91	(削除)	未申告者に係る全額免除・納付猶予承認等状況に係る報告		
		93	(削除)	総理大臣によるあっせんに係る記録訂正結果の報告		
		94	(削除)	年金記録に係る確認申立書受付・送付・取付件数週次報告書		
		95	(削除)	年金記録に係る確認申立書受付・送付・取付件数月次報告書		
	105-9	115	要領第169号	要領第107号		
		123	要領第169号	要領第107号		
		124	要領第169号	要領第107号		

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
(各種報告書一覧)	105-10	126	年金相談研修実施計画書 平成27年4月13日 【年相指2015-17】	ブロック本部における年金相談研修実施計画書 平成26年3月31日 【年相指2014-11】	(品管指 2015-91)	(2)
		127	年金相談研修の実施結果報告 【年相指2015-17】	ブロック本部における年金相談研修の実施結果報告 見直しにより、【年相指2014-11】の報告期限の変更を年金相談部特殊より、メールにて各ブロック本部あて周知		
		128	ブロック本部 【年相指2015-57】	事務所 【年相指2014-39】		
		129	平成27年4月15日 【年相指2015-16】	平成26年4月23日 【年相指2014-26】		
		130	平成27年1月23日 【年相指2015-1】	平成26年1月24日 【年相指2013-95】		
		132	第1四半期:平成27年2月27日、 第2四半期:平成27年5月29日、 第3四半期:平成27年8月28日、 第4四半期:平成27年11月27日 【年相指2015-6】	第1四半期:平成26年2月28日、 第2四半期:平成26年5月30日、 第3四半期:平成26年8月29日、 第4四半期:平成26年11月28日 【年相指2014-5】		
		133	【年相指2015-6】	【年相指2014-5】		
		135	第1四半期:平成27年2月27日 第2四半期:平成27年6月5日 第3四半期:平成27年9月4日 第4四半期:平成27年12月4日 【年相指2015-18】	第1四半期:平成26年2月28日 第2四半期:平成26年6月6日 第3四半期:平成26年9月5日 第4四半期:平成26年12月5日 【年相指2014-17】		

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添	
(各種報告書一覧)	105-11	136	翌月第6営業日まで(当該日が10日を過ぎる場合は10日まで) 【年相指2015-18】	翌月10日 【年相指2014-17】	(品管指2015-91)	(2)	
		137	翌月第6営業日まで(当該日が10日を過ぎる場合は10日まで) 【年相指2015-18】	翌月10日 【年相指2014-17】			
		138	【年相指2015-21】	【年相指2014-24】			
		139	【経企指2015-59】	緊急対応			
	105-12	153	(新規追加) 定期刊行物報告				
		154	(新規追加) 事務機器故障報告				
		155	(新規追加) 年金事務所サービス実施項目確認リスト(サービス巡回指導)				
		156	(新規追加) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第3条に基づく公表について				
		157	(新規追加) ①国庫負担等に係る報告について ②厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第3条に基づく公表について				
		158	(新規追加) 「年金記録に係る訂正決定通知書」及び「答申書」の報告				
		159	(新規追加) 法令違反通知対象事業所一覧				
		160	(新規追加) 都道府県社会保険労務士会との連絡会議 実施日				

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
障害基礎年金請求書	I-4-5	疑義照会	(削除)	平成23年3月22日 2011-145 知的障害による障害基礎年金(6350)2級受給中の方に、耳の障害(20歳前事後重症)による2級相当の障害が発生した場合の併合認定について	給付指 2015-108	3
	I-4-25	3. (2)障害認定依頼 ◆Point欄 ◆手順	<p>「【給付指2015-103】障害認定医に対する障害認定依頼にかかかる事務取扱い(指示・依頼)」を参照すること。</p> <p>内容審査後、総括表及び障害認定調書を記入し、診断書等を添付の上、障害認定医へ認定の依頼を行う。</p> <p>1. 認定医が認定調書等毎に認定印を押印する場合 (1) 認定(審査)前 ①「総括表」を作成する。 総括表に表示する番号は「認定年月日-事務センター等コード-枝番」とする。 ②認定調書等を作成する。 注:複数回の認定を行う場合は、原則認定毎に新しい認定調書等を作成すること。 なお、例外的に同じ認定調書等を複数回の認定に使用する場合は、認定結果が区別できるよう記入すること。 ③総括表に審査依頼件数を記入する。</p> <p>(2) 認定(審査)時 ① 認定医は、認定調書等の【審査医員記入欄】に認定結果を記入し、【認定印】に押印する。 なお、認定医が【審査医員記入欄】以外の欄に記入した時は、認定医が記入したことが明確にわかるよう記入箇所近くに押印を行うこと。 ア 認定結果が不支給、却下、等級下げ又は支給停止となる場合は、認定医が認定結果を記入し、その認定理由について認定医又は担当者若しくは両者が必ず記入すること。 なお、認定医が記入する場合は【審査医員記入欄】を使用し、担当者が記入する場合は【連絡事項】を使用すること。 ※ 不支給理由等が診断書の検査数値等で明確に判断できる場合であっても記入すること。</p>	内容審査後、障害認定調書を記入し、診断書等を添付の上、障害認定医へ認定の依頼を行う。	給付指 2015-103	

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
(障害基礎年金請求書)	I-4-27		<p>(2) 認定(審査)時</p> <p>①認定医は、認定調書等の【審査医員記入欄】に認定結果を記入する。 なお、認定医が【審査医員記入欄】以外の欄に記入した時は、認定医が記入したことが明確にわかるよう「上記については認定医による記載のものです。」等の文言を記入すること。 ア 認定結果が不支給、却下、等級下げ又は支給停止となる場合は、認定医が認定結果を記入し、その認定理由について認定医又は担当者若しくは両者が必ず記入する。 なお、認定医が記入する場合は【審査医員記入欄】を使用し、担当者が記入する場合は【連絡事項】を使用すること。 ※ 不支給理由等が診断書の検査数値等で明確に判断できる場合であっても記入すること。</p> <p>②担当者は必要に応じ認定医からの指示やコメントを認定調書等に記入する。 ア 認定医との認定に関する質疑応答事跡は必ず記入すること。 イ 認定医の指示・コメントは【連絡事項】に記入し、認定医の指示・コメントであることを明記すること。 ※ 担当者は【審査医員記入欄】に記入しないこと。</p> <p>③認定医は、認定調書等に認定結果が正しく記入されていることを確認し、総括表に認定医の印鑑を押印する。 ④担当者は、認定調書等に記入漏れ等がないか確認する。</p>		給付指 2015-103	(3)
	I-4-28		<p>(3) 決裁</p> <p>①総括表を一番上にした状態で認定調書等を束ねる。 ②総括表に審査完了件数等を審査内容(新規・再認定・その他)ごとに記入する。 ③認定結果及び審査件数等を確認したうえで総括表の決裁を行う。 ④裁定請求書の決裁を行う。</p>			
		(3)入力コードの記入 ◆手順	金融機関	金融機	脱字修正	

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
(障害基礎年金請求書)	I-4-36	総括表	(新規追加)		給付指 2015-103	(3)
	I-4-37	総括表(記入例)	(新規追加)			
	I-4-38	障害状態認定調書	(新規追加)			
	I-4-39	障害状態認定調書(続紙なし版) 作成・記入の留意事項	(新規追加)			
	I-4-40	障害状態認定調書(続紙あり)	(新規追加)			
	I-4-41	障害状態認定調書(続紙あり版) 作成・記入の留意事項	(新規追加)			
	I-4-58	点検・審査役割分担表(チェックシート) ②障害認定依頼	<input type="checkbox"/> 内容審査後、総括表及び障害認定調書を記入し、診断書等を添付の上、障害認定医へ認定の依頼を行う。	<input type="checkbox"/> 内容審査後、障害認定調書を記入し、診断書等を添付の上、障害認定医へ認定の依頼を行う。		

加 除 一 覧 表

【国民年金・厚生年金保険 年金給付】

業務処理名	目次	加		除		備考	確認欄		
		頁	枚数	頁	枚数				
表紙	—	—	—	1	—	—	1	差替	
根拠条文について・用語の定義について	—	—	—	2	—	—	1	差替	
目次	—	—	—	2	—	—	2	差替	
書類の提出・受付・返戻等にかかる取扱い	共通	5	7	2	5	7	2	差替	
書類の受付・回付		16-1	16-18	9	16-1	16-14	7	差替	
受付処理簿		20	21-27	14	20	21-34	18	差替	
		27-1	27-8	4	27-1	27-14	7	差替	
決裁(専決)者一覧について		38-1-1	38-1-9	5	38-1-1	38-1-5	3	差替	
		38-3-1	38-5-10	14	38-3-1	38-5-6	6	差替	
各種報告書一覧		105-11	105-12	1	105-11	105-12	1	差替	
老齢給付年金請求書(老齢厚生)	I-1	1	2	1	1	2	1	差替	
		5	58	26	5	58	23	差替	
		87	117	16	87	115	15	差替	
遺族給付年金請求書(遺族厚生・遺族基礎)	I-3	1	55	29	1	47	25	差替	
障害基礎年金請求書	I-4	41	46	3	41	46	3	差替	
障害給付年金請求書(障害厚生)	I-5	1	2	1	1	2	1	差替	
		7	28	12	7	28	11	差替	
		51	69	10	51	67	9	差替	
遺族基礎年金請求書	I-6	23	26	2	23	26	2	差替	
未支給(年金・保険給付)請求書	I-13	5	22	9	5	18	7	差替	
脱退一時金請求書(外国人)	I-17	1	17	9	1	15	8	差替	
年金受給権者氏名変更届	II-2	1	11	6	1	10	5	差替	
年金受給権者受取機関変更届	II-3	1	13	7	1	13	7	差替	
年金受給権者死亡届(報告書)	II-4	3	13	6	3	11	5	差替	
年金加入期間確認通知書の作成	II-9	1	5	3	1	5	3	差替	
年金受給権者住所変更届	II-10	1	12	6	1	11	6	差替	
年金受給権者通知書等送付先・受取機関 ・口座名義変更申出書 住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書	II-11	9	22	7	9	21	7	差替	

加 除 一 覧 表

【国民年金・厚生年金保険 年金給付】

業 務 処 理 名	目次	加			除			備考	確認欄
		頁	枚数		頁	枚数			
年金証書再交付申請書	Ⅲ-1	1～	11	6	1～	10	5	差替	
源泉徴収票再交付申請書	Ⅲ-2	1～	14	7	1～	12	6	差替	
改定通知書再交付申請書	Ⅲ-3	1～	12	6	1～	11	6	差替	
支払通知書(預入)・振込通知書再交付申請書	Ⅲ-4	1～	12	6	1～	11	6	差替	
準確定申告用源泉徴収票再交付申請書	Ⅲ-5	1～	9	5	1～	8	4	差替	
扶養親族等申告書の進達	Ⅳ-3	1～	3	2	1～	3	2	差替	
年金受給権者支給停止事由該当届の進達	Ⅳ-5	1～	4	2	1～	4	2	差替	
年金受給選択申出書の進達	Ⅳ-6	11～	12	1	11～	12	1	差替	
外国居住者にかかる手続き書類の進達	Ⅳ-9	2～	5	2	2～	5	2	差替	
租税条約に関する届出書と 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書の進達	Ⅳ-10	1～	18(2)	10	1～	18	9	差替	
第三者行為事故状況届の進達	Ⅳ-11	1～	27	14	1～	27	14	差替	
支給停止(撤回)申出書の進達	Ⅳ-13	1～	5	3	1～	5	3	差替	
障害者特例・繰上げ調整額請求書	Ⅳ-23	1～	12	6	1～	10	5	差替	
額改定請求書	Ⅳ-24	3～	8	3	3～	8	3	差替	
年金受給権者所在不明届	Ⅳ-25	3～	10	4	3～	10	4	差替	
年金分割のための情報提供請求書	Ⅴ-1	1～	20	10	1～	18	10	差替	
		41～	65	13	41～	64	12	差替	
標準報酬改定請求書(合意分割)	Ⅴ-2	1～	2(3)	3	1～	2(3)	3	差替	
		5～	39	18	5～	50	17	差替	
標準報酬改定請求書(3号分割)	Ⅴ-3	1～	24	9	1～	24	7	差替	
		37～	42	3	37～	41	3	差替	
第3号被保険者加入期間証明書	Ⅴ-4	1～	14	7	1～	13	7	差替	
共済組合等の加入期間を有する人に係る 届書等の事務処理	Ⅸ-1	1～	21	11	—	—	0	追加	
				358			317		

(平成27年11月20日改正分加除)

加 除 担 当 者			
平成	年	月	日
氏名			印

加 除 一 覧 表

【国民年金・厚生年金保険 年金給付】

業 務 処 理 名	目 次	加		除		備考	確認欄		
		頁	枚数	頁	枚数				
表紙	—	—	—	1	—	—	1	差替	
書類の作成・受付・返戻	共通編	30-2	30-5	2	30-2	30-5	2	差替	
各種報告書一覧	共通編	105-1	114	7	105-1	114	7	差替	
年金分割のための情報提供請求書	V-1	17	22	3	17	20	2	差替	
共済組合等の加入期間を有する人に係る届書等の事務処理	IX-1	19	20	1	19	20	1	差替	
				14			13		

(平成27年12月21日改正分加除)

加 除 担 当 者			
平成	年	月	日
氏名			印

改正箇所一覧(年金給付)

(別添)

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
窓口交付	30-3	別添	(差替)	(差替)	年相指 2015-86	1
	30-4~5	別紙 委任状	(差替)	(差替)	年相指 2015-85※	
各種報告書一覧	105-1	項番 6	報告先 情報管理対策室情報管理G	報告先 経営企画部総務室情報管理G	—	2
		項番 7	報告先 情報管理対策室情報管理G	報告先 経営企画部総務室情報管理G		
		項番 8	報告先 経営企画部総務室情報公開文書G	報告先 経営企画部総務室総務グループ文書室		
		項番 11	報告先 情報管理対策室情報管理G	報告先 法務・コンプライアンス部情報管理G		
	105-3	項番 35	【調達指2015-25】	年次:【調達指2015-9】		
	105-5	項番 66	【年管指2015-22】	【年管指2015-3】		
		項番 67	【年管指2015-24】	【年管指2014-34】		
	105-12	項番 150	随時、指示・依頼により指示	【監査指2014-26】		
	106	項番 162	(新規追加) 現金残高照合表			

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
年金分割のための情報提供請求書	V-1-18~19	4. (3)見込額通知の作成 ◆見出し ◆手順	<p>●複数の加入種類の厚年期間を有する人の見込額通知書の作成</p> <p>分割対象期間中に分割対象者のいずれかが共済厚年期間を有する場合の分割見込額試算は、共済組合等から標準報酬額情報を取得後に行う。 この場合、按分割合を指定した見込額を希望している場合は、情報通知書に記載された按分割合の範囲内であることを確認のうえ、見込額を算出する。</p> <p>なお、見込額通知は、それぞれに実施機関がそれぞれの被保険者期間に係る見込額について算出の上、送付する。このため、記録を有する他の実施機関あてに、以下の書類を送付して見込額通知の作成依頼を行う。</p> <p>〈見込額依頼時に送付するもの〉 ・連絡票(離婚分割に係る見込額作成依頼) ・情報通知書(写)</p>	/	文言追加	3
	V-1-21	◆見出し	6. その他		5. その他	
共済組合等の加入期間を有する人に係る届書等の事務処理	IX-1-19	共済期間を有する者の受給パターン ＜障害年金＞施行前の共済期間中に初診日あり	事後重症 (3力所)	事後重傷 (3力所)	誤字訂正	4

加 除 一 覧 表

【国民年金・厚生年金保険 年金給付】

業 務 処 理 名	目 次	加		除		備考	確認欄
		頁	枚数	頁	枚数		
表紙	—	—	—	—	—	1	差替
書類の提出・受付・返戻等にかかる取扱い	共通編	30-2	30-3	30-2	30-3	1	差替
審査請求に係る事務処理		62 (審35)	62 (審36)	62 (審35)	62 (審36)	1	差替
各種報告書一覧		105-3	105-12	105-3	105-12	5	差替
障害基礎年金請求書	I-4	5	6	5	6	1	差替
障害給付年金請求書(障害厚生)	I-5	2(1)	2(2)	2(1)	2(2)	1	差替
年金受給権者通知書等送付先・受取機関 ・口座名義変更申出書 住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書	II-11	11	12	11	12	1	差替
標準報酬改定請求書(合意分割)	V-2	2(3)	2(4)	2(3)	2(3)	1	差替
						12	

(平成28年1月27日改正分加除)

加 除 担 当 者			
平成	年	月	日
氏名			印

改正箇所一覧(年金給付)

(別添)

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
窓口交付	30-3	別添	(差替)	(差替)	年相指 2015-94	3
審査請求等に係る事務 処理	62(審35)	地方厚生(支)局 社会保険審査官 所在地一覧表	四国厚生支局高松シンボルタワー10階	四国厚生支局高松シンボルタワー9階	修正	4
各種報告書一覧	105-3	項番35	【調達指2015-48】	【調達指2015-25】	—	5
	105-8	項番104	【厚年指2015-223】			
	105-12	項番150	自主点検実施要領(本部・ブロック本部用)	随時、指示・依頼により指示		
障害基礎年金請求書	I-4-6	疑義照会	平成27年11月16日 2015-2 脳性麻痺の初診日の取扱いについて		疑義照会欄 追加	6
障害給付年金請求書 (障害厚生)	I-5-2(2)	疑義照会	平成27年12月21日 2015-14 障害厚生年金の遡及認定日請求における、請求日直近 の診断書にかかる障害等級の認定及び請求手続き方 法について			7
年金受給権者通知書等 送付先・受取機関・口座 名義変更申出書 住民基本台帳による住 所の更新停止・解除申 出書	II-11-12	1. (4)添付書類の説明	[添付書類一覧表] (表から削除)	[添付書類一覧表] 年金証書の写し	修正	8
標準報酬改定請求書 (合意分割)	V-2-2(4)	疑義照会	平成27年12月16日 2015-13 国記録と基金記録が相違する場合における、離婚時の 年金分割及び離婚分割移換金の算定の基となる標準報 酬月額取扱いについて		疑義照会欄 追加	9

加 除 一 覧 表

【国民年金・厚生年金保険 年金給付】

業務処理名	目次	加		除		備考	確認欄
		頁	枚数	頁	枚数		
表紙	—	—	1	—	1	差替	
【年金給付】受付処理簿	共通	21-24	2	21-24	2	差替	
老齢給付年金請求書(老齢基礎)	I-2	31	1	31	1	差替	
遺族給付年金請求書(遺族厚生・遺族基礎)	I-3	18	1	18	1	差替	
障害基礎年金請求書	I-4	51	1	51	1	差替	
障害給付年金請求書(障害厚生)	I-5	61	1	61	1	差替	
遺族基礎年金請求書	I-6	33	1	33	1	差替	
寡婦年金請求書	I-7	21	2	21	2	差替	
老齢年金請求書(旧) (厚生年金)	I-8	19	1	19	1	差替	
通算老齢年金請求書(旧) (厚生年金)	I-9	19	1	19	1	差替	
老齢年金請求書(旧) (国民年金)	I-10	17	1	17	1	差替	
通算老齢年金請求書(旧) (国民年金)	I-11	15	1	15	1	差替	
未支給(年金・保険給付)請求書	I-13	21	1	21	1	差替	
特別一時金請求書	I-15	5	1	5	1	差替	
年金受給権者支給停止事由該当届の進達	IV-5	3	1	3	1	差替	
年金訂正(様式第127号、127号-2の処理)の進達	IV-8	19	1	19	1	差替	
		25	1	25	1	差替	
外国居住者にかかる手続き書類の進達	IV-9	4	1	4	1	差替	
遅延特別加算金請求書・遅延特別加算金請求書(未支給年金用)の進達	IV-19	1	2	1	2	差替	
障害特例・繰上げ調整額請求書	IV-23	7	2	7	2	差替	
年金分割のための情報提供請求書	V-1	35	1	35	1	差替	
共済組合等の加入期間を有する人に係る届書等の事務処理	IX-1	5	1	5	1	差替	
		21	1	21	1	差替	
			27		27		

(平成28年2月24日改正分加除)

加 除 担 当 者			
平成	年	月	日
氏名		印	

改正箇所一覧(年金給付)

(別添)

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
【年金給付】受付処理簿	21-24	14. (1) ①死亡届処理分 ◆手順	事務センターにおいて死亡届の処理が完了した場合、死亡届については処理状態を「処理済」として登録し、本部への進達を行わず、未支給請求書のみを進達する。ただし、届出人の続柄が「7:その他」「9:三親等内の親族」の場合は③の方法により、死亡届(写)を本部に送付する。	死亡届の処理が終了した場合、死亡届の処理状態等「進達中」を登録し、未支給請求書・死亡届(写)を本部に送付する。	文言修正 誤字訂正	1
	21-25	③死亡届(写)を本部に送付 ◆手順	死亡届(写)を本部へ送付する場合、二次元コードシールを貼付せず、機構本部債権調査G宛の送付書と共に本部に送付する。また、受付システム上、死亡届(原本)の任意情報欄に「H27.XX.XX 本部債権調査Gにコピー送付」と事跡を登録する。	死亡届(写)のみを本部へ送付する場合、二次元コードシールを貼付せず、機構本部債権調査G宛の送付書と共に本部に送付する。また、受付システム上、死亡届(原本)の任意情報欄に「H27.XX.XX 本部債権調査Gにコピー送付」と事績を登録する。		
老齢給付年金請求書 (老齢基礎)	I-2-32	点検・審査役割分担表(チェックシート) ⑧請求者の公的年金の受給状況内容点検	(削除)	□年金受給選択申出書(様式202号)の場合、1枚目に押印されているか確認する。	法改正 (被用者年金一元化法)	2
遺族給付年金請求書 (遺族厚生・遺族基礎)	I-3-18	1. (4) ①必ず必要となる書類 ◆手順	(ク) ……略 ※国民年金第3号被保険者、公的年金加給年金額対象者又は国民年金保険料免除者等についてはWM原簿記録等照会で確認できる場合は、書類の添付を省略することができる。	(ク) ……略	事企情 2015-20※	3
障害基礎年金請求書	I-4-51	点検・審査役割分担表(チェックシート) ⑦請求者の公的年金の受給状況内容点検	(削除)	□年金受給選択申出書(様式202号)の場合、1枚目に押印されているか確認する。	法改正 (被用者年金一元化法)	4
障害給付年金請求書 (障害厚生)	I-5-62	点検・審査役割分担表(チェックシート) ⑧請求者の公的年金の受給状況内容点検	(削除)	□年金受給選択申出書(様式202号)の場合、1枚目に押印されているか確認する。		5
遺族基礎年金請求書	I-6-33	点検・審査役割分担表(チェックシート) ⑧請求者の公的年金の受給状況内容点検	(削除)	□年金受給選択申出書(様式202号)の場合、1枚目に押印されているか確認する。		6

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
寡婦年金請求書	I-7-22	点検・審査役割分担表(チェックシート) ⑥受取金融機関の欄 内容点検	□請求者本人名義である口座番号が適正に記入され、支店名のフリガナ、預金種別、口座番号がもれなく記入されているか確認する。	□請求者本人名義である口座番号が適正に記入され、支店名のフリガナ、預金種別、口座番号がもれなく記入されているか確認する。	誤植訂正	7
	I-7-23	点検・審査役割分担表(チェックシート) ⑦請求者の公的年金の受給状況 内容点検	(削除)	□年金受給選択申出書(様式202号)の場合、1枚目に押印されているか確認する。		
老齢年金請求書(旧) (厚生年金)	I-8-19	点検・審査役割分担表(チェックシート) ⑦請求者の公的年金の受給状況 内容点検	(削除)	□年金受給選択申出書(様式202号)の場合、1枚目に押印されているか確認する。	8	
通算老齢年金請求書 (旧)(厚生年金)	I-9-20	点検・審査役割分担表(チェックシート) ⑤請求者の公的年金の受給状況 内容点検	(削除)	□年金受給選択申出書(様式202号)の場合、1枚目に押印されているか確認する。	9	
老齢年金請求書(旧) (国民年金)	I-10-18	点検・審査役割分担表(チェックシート) ⑤請求者の公的年金の受給状況 内容点検	(削除)	□年金受給選択申出書(様式202号)の場合、1枚目に押印されているか確認する。	10	
通算老齢年金請求書 (旧)(国民年金)	I-11-16	点検・審査役割分担表(チェックシート) ⑤請求者の公的年金の受給状況 内容点検	(削除)	□年金受給選択申出書(様式202号)の場合、1枚目に押印されているか確認する。	11	
未支給(年金・保険給付)請求書	I-13-21	点検・審査役割分担表(チェックシート) ⑫その他留意事項 内容点検	□死亡者が共済組合等より支給されている厚生年金を受給していた場合は、請求書情報を電子回付するための仕切り紙を出力する。※ ※ワンストップサービスの対象外となる一元化法施行前の共済各法の年金を受給している場合であって、未済の給付の請求欄に✓がある場合も、共済組合等への電子回付を行うための仕切り紙を出力する。	□死亡者が共済組合等より支給されている年金を受給していた場合は、請求書情報を電子回付するための仕切り紙を出力する。※ ※ワンストップサービスの対象外となる一元化法施行前の共済各法の年金を受給している場合であって、未済の給付の請求欄に✓がない場合であっても、共済組合等への情報提供として電子回付は行う。	文言修正	12

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
(未支給(年金・保険給付)請求書)	I-13-21	内容審査	<p>□死亡者が共済組合等より支給されている厚生年金を受給していた場合は、届書等の電子化を行い該当する共済組合等へ電子回付する。※</p> <p>※ワンストップサービスの対象外となる一元化法施行前の共済各法の年金を受給している場合であって、未済の給付の請求欄に✓がある場合も、共済組合等への電子回付を行う。</p>	<p>□死亡者が共済組合等より支給されている年金を受給していた場合は、届書等の電子化を行い該当する共済組合等へ電子回付する。※</p> <p>※ワンストップサービスの対象外となる一元化法施行前の共済各法の年金を受給している場合であって、共済組合等への情報提供として電子回付は行う。</p>	文言修正	(12)
特別一時金請求書	I-15-6	1. (2) ②対象期間の説明 ◆手順	<p>【旧厚生年金保険法による障害年金の受給権者の場合】 障害年金の受給権発生日から施行日の前日までの期間のうち、……(略) ……(略)…… 従前の障害年金の受給権発生日から施行日の前日までの期間のうち、……(略)</p>	<p>【旧厚生年金保険法による障害年金の受給権者の場合】 障害年金の受給権発生日の前日から施行日の前日までの期間のうち、……(略) ……(略)…… 従前の障害年金の受給権発生日の前日から施行日の前日までの期間のうち、……(略)</p>		13
年金受給権者支給停止事由該当届の進達	IV-5-4	項目点検チェックシート ⑦届出提出の要否の確認 点検書類等	※旧三公社又は農林共済以外の共済組合等が支給する特別支給の老齢厚生年金及び退職共済年金は受給権の発生日及び失業給付等の支給開始月がいつであるかに関わらず提出が必要となる。	※共済組合等が支給する特別支給の老齢厚生年金及び退職共済年金は受給権の発生日及び失業給付等の支給開始月がいつであるかに関わらず提出が必要となる。		14
年金訂正(様式第127号、127号-2の処理)の進達 (年金額仮計算書・年金訂正申出書、返納方法申出書の進達)	IV-8-19	項目点検チェックシート ⑦【報告事項】、 【添付書類】 点検内容 点検書類等	添付書類:共済情報連携システムの共済組合員期間が表示された「年金加入期間照会」画面のハードコピー※ ※共済情報連携システムで確認できない場合は「年金加入期間確認通知書」を添付する。	添付書類:共済組合員期間についての「年金加入期間確認通知書」		15
	IV-8-25	項目点検チェックシート ⑦【報告事項】、 【添付書類】 点検内容 点検書類等	添付書類:共済情報連携システムの共済組合員期間が表示された「年金加入期間照会」画面のハードコピー※ ※共済情報連携システムで確認できない場合は「年金加入期間確認通知書」を添付する。	添付書類:共済組合員期間についての「年金加入期間確認通知書」		

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
外国居住者にかかる手続き書類の進達	IV-9-5	2. (2) ③外国への送金を希望する方についての銀行名・支店名・銀行所在地・口座番号について ◆Point	・国によっては、通帳を発行しない(欧米など)上、カードにも口座番号が記載されているとは限らない。(ブラジルは記載されている事が多い。)	・国によっては、通帳を発行しない(欧米など)上、カードにも口座番号が記載されているとは限らない。(ブラジルは記載されている事が多い。)	誤植訂正	16
遅延特別加算金請求書・遅延特別加算金請求書(未支給年金用)の進達	IV-19-1	概要	※遅延特別加算金請求書(様式第603号)、遅延特別加算金請求書(未支給年金用)(様式第604号)は遅延特別加算金法の施行(平成22年4月30日)から5年以内が提出期限であることに留意すること。		文言追加	17
障害特例・繰上げ調整額請求書	IV-23-8	4. (1)② ●共済組合等への回付 ◆手順	共済組合等から老齢厚生年金が支給されているもの※は、受付進捗管理システムで電子データを回付する。	共済組合等の加入期間を有する場合は、受付進捗管理システムで電子データを回付する。	文言修正	18
	IV-23-9	◆Point	※障害者特例請求と同時に請求されたものを含む。			
年金分割のための情報提供請求書	V-1-36	年金分割を行った場合の年金見込額のお知らせ(裏面)	注4 共済組合の加入期間がある方について共済組合等から日本年金機構に提供されている加入月数を基に、老齢基礎年金についてのみ計算の対象としています。共済組合等から支給される老齢厚生年金の見込額のお知らせについては、別途、年金を支給する共済実施機関からお送りします。	注4 共済組合の加入期間がある方について共済組合等から日本年金機構に提供されている加入月数を基に、老齢基礎年金についてのみ計算の対象としています。	法改正(被用者年金一元化法)	19
共済組合等の加入期間を有する人に係る届書等の事務処理	IX-1-5	2. (3)診断書等の認定結果回付 ◆手順	共済組合等に電子回付すべき届書に、診断書又は受診状況等証明書(以下「診断書等」という)が添付されている場合は、認定審査前に診断書等を除く届書一式を電子回付する。	共済組合等に電子回付すべき届書に、診断書又は受信状況等証明書(以下「診断書等」という)が添付されている場合は、認定審査前に診断書等を除く届書一式を電子回付する。	誤植訂正	20
	IX-1-21	【送付先一覧】	<地共G> 〒162-0052 東京都新宿区戸山3-17-1 東京都職員共済組合事務局年金保険部年金課	<地共G> 〒102-0052 東京都新宿区戸山3-17-1 東京都職員共済組合事務局年金保険部年金課		